第六条の二十三中「第八項」を「第九項」に改める。

第七条の十九第三項中「百分の十二」の下に「（所得割の納税義務者が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の市の区域内に住所を有する場合には、百分の六）」を加え、同条第七項中「おいて、当該申告に係る当該控除に関して記載された金額を限度として」を「限り、」に改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、法第三十七条の三の規定により控除されるべき金額の計算の基礎となる当該年において課された外国の所得税等の額その他の総務省令で定める金額は、道府県知事において特別の事情があると認める場合を除くほか、当該明細書に当該計算の基礎となる金額として記載された金額を限度とする。

第八条の六第一項及び第二項第一号中「第四十二条の六第七項」を「第四十二条の六第五項」に改め、「第四十二条の十二の三第五項」の下に「、第四十二条の十二の四第五項」を加え、「第八項」を「第九項」に改め、同条第六項中「第四十二条の六第七項」を「第四十二条の六第五項」に改め、「第四十二条の十二の三第五項」の下に「、第四十二条の十二の四第五項」を加え、「第八項」を「第九項」に改め、「当該個別帰属特別控除取戻税額等」と」の下に「、前項中「の前事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。）」とあるのは「開始の日の前日の属する連結事業年度」と、「第五十三条第四項」と、「申告書（法人税法第七十四条第一項又は第百四十四条の六第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。）」とあるのは「申告書」と、「第七十五条の二第一項（同法第百四十四条の八において準用する場合を含む。）」とあるのは「第八十一条の二十四第一項」と、「当該前事業年度」とあるのは「当該連結事業年度」と」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　第一項の事業年度の前事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。）における法第五十三条第一項の規定による申告書（法人税法第七十四条第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。）の提出期限が法人税法第七十五条の二第一項（同法第百四十四条の八において準用する場合を含む。）の規定により当該前事業年度終了の日の翌日から六月を経過した日の前日とされた場合で、かつ、当該提出期限について国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十条第二項の規定の適用がある場合において、同項の規定の適用がないものとした場合における当該提出期限の翌日から同項の規定により当該提出期限とみなされる日までの間に当該前事業年度の法人税割額の納付があつたとき、又は納付すべき法人税割額が確定したときは、当該前事業年度終了の日の翌日から六月を経過した日の前日までに当該金額の納付があつたもの又は当該金額が確定したものとみなして、当該事業年度の予定申告に係る法人税割額を算出するものとする。

第八条の八中「第八条の六第六項」を「第八条の六第七項」に、「第五項」を「第六項」に改める。

第八条の九第一項中「次項及び第三項」を「以下この条」に、「同条第二項」を「同項」に、「次項、第三項」及び「次項第一号」を「以下この条」に、「第六十八条の十一第七項」を「第六十八条の十一第五項」に改め、「第六十八条の十五の四第五項」の下に「、第六十八条の十五の五第五項」を加え、「第八項」を「第九項」に改め、同条第二項第一号中「第四十二条の六第七項」を「第四十二条の六第五項」を加え、「第八項」に、「第四十二条の十二の三第五項」の下に「、第四十二条の十二の四第五項」を加え、「第八項」を「第九項」に改め、「第四十二条の十二の三第五項」の下に「、第四十二条の十二の四第五項」を加え、「第八項」を「第九項」に、「第六十八条の十一第七項」を「第六十八条の十一第五項」に改め、「第六十八条の十五の四第五項」の下に「、第六十八条の十五の五第五項」を加え、同条に次の一項を加える。

5　第一項の連結事業年度の前連結事業年度における法人税法第八十一条の二十二第一項の規定による法人税に係る申告書の提出期限が同法第八十一条の二十四第一項の規定により当該前連結事業年度終了の日の翌日から六月を経過した日の前日とされた場合で、かつ、当該提出期限について国税通則法第十条第二項の規定の適用がある場合において、同項の規定の適用がないものとした場合における当該提出期限の翌日から同項の規定により当該提出期限とみなされる日までの間に当該前連結事業年度の法人税割額の納付があつたとき、又は納付すべき法人税割額が確定したときは、当該前連結事業年度終了の日の翌日から六月を経過した日の前日までに当該金額の納付があつたものとみなして、当該連結事業年度の予定申告に係る基準額を算出するものとする。

第八条の十第一項中「第四十二条の六第七項」を「第四十二条の六第五項」に改め、「第四十二条の十二の三第五項」の下に「、第四十二条の十二の四第五項」を加え、「第八項」を「第九項」に改め、同条第二項中「第四項」を「第五項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同項中「の前連結事業年度」とあるのは「開始の日の前日の属する事業年度」と、「第八十一条の二十二第一項の」とあるのは「第七十四条第一項の」と、「第八十一条の二十四第一項」とあるのは「第七十五条の二第一項」と、「当該前連結事業年度」とあるのは「当該事業年度」と、「連結確定申告書」とあるのは「法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書」と、「法人税法第八十一条の二十二第一項第二号」とあるのは「同法第七十四条第一項第二号」と読み替えるものとする。

第八条の十二第二項中「第四項、第八条の十四及び第九条の七第二十項」を「以下この節」に、「にあつては」を「には」に、「同法第二条第十二号の七の七」を「同条第十二号の七の七」に、「第四項、第八条の十四及び第九条の七に」を「以下この節に」に、「同法第二条第十二号の六の七」を「同条第十二号の六の七」に、「第四項に」を「以下この節に」に改め、同条第四項中「にあつては」を「には」に改める。

第八条の十三第一項及び第八条の十七第一項中「第四十二条の六第七項」を「第四十二条の六第五項」に改め、「第四十二条の十二の三第五項」の下に「、第四十二条の十二の四第五項」を加え、「第八項」を「第九項」に改める。

第八条の二十一第一項中「第四十二条の六第七項」を「第四十二条の六第五項」に改め、「第四十二条の十二の三第五項」の下に「、第四十二条の十二の四第五項」を加え、「第八項」を「第九項」に改める。

第八条の二十三第一項中「第四十二条の六第七項」を「第四十二条の六第五項」に改め、「第四十二条の十二の三第五項」の下に「、第四十二条の十二の四第五項」を加え、「第八項」を「第九項」に改める。

第九条の七第八項中「この項、同条」を「この条、第四十八条の十三」に改め、同条第九項中「（法第二十三条第一項第三号ロに規定する外国法人をいう。以下この条において同じ。）」を削り、「以下この項」を「第二号」に、「第十四項、第二十一項及び第二十四項」を「以下この条」に改め、同条第三十項中「おいて、当該申告に係る当該控除に関して記載された金額を限度として」を「限り、」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、法第五十三条第二十四項の規定により控除されるべき金額の計算の基礎となる当該事業年度又は連結事業年度において課された外国の法人税等の額その他の総務省令で定める金額は、道府県知事において特別の事情があると認める場合を除くほか、当該書類に当該計算の基礎となる金額として記載された金額を限度とする。

第九条の九の五第三項中「以下この項」を「第一号」に改め、「（同条第一項に規定する連結親法人をいう。）」を削る。

第九条の九の六の見出し中「減少させる」を「増加させる」に改め、同条第三項中「修正申告書に係る更正の通知」を「増額更正の通知（当該増額更正が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと（法第五十三条第二項又は第四項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人又は連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと）によるものである場合には、当該法人税に係る修正申告書の提出又は更正若しくは決定の通知）」に、「同項に規定する修正申告書の提出」を「当該増額更正」に、「この項及び次項」を「この条第四項とし、同条第二項第一号イ中「修正申告書」を「増額更正」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項を同条第三項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第五十六条第四項に規定する納付すべき税額を増加させる更正に類するものとして政令で定める更正は、還付金の額を減少させる更正又は納付すべき税額があるものとする更正とする。